

## わが国における労働者協同組合法制の実態

報告・文責 山岡英也（農林中金総合研究所）

わが国の現行各種協同組合法のうち生産の協同組織に当たるものには中小企業等協同組合法による「企業組合」、水産業協同組合法による「漁業生産組合」、農業協同組合法による「農事組合法人」、森林組合法による「生産森林組合」の4種がある。

他にこれらと類似の制度として中小企業団体法による「協業組合」と農地法による「農業生産法人」がある。前者は組合員の4分の1以内であれば法人の加入も認められるが、加入の際の総会の承諾と脱退の際の持分譲渡が要件とされ、他方、後者は自作農主義の例外として農業の担い手に位置づけられているが、農事組合法人だけでなく有有限会社・合資会社・合名会社も含まれており、今後株式会社や農協を加えるかが、目下の農政上の検討課題となっている。

また水協法の場合、漁業生産法人のほか漁協自身による自営事業が認められており、他方、消費生活協同組合法には生産の協同組織は制度化されていない。

これら生産の協同組織はいずれも①組合員の一定比率（企業組合・漁業生産組合では3分の2、生産森林組合では2分の1、農事組合法人では従事者以外のもの2分の1以下）以上は従事者でなくてはならず、②常時従事者の一定比率（企業組合・漁業生産組合では2分の1、生産森林組合は3分の1）以上は組合員でなくてはならないうえ、③農事組合法人を除き出資口数の過半数は常時従事者でなくてはならないとされる。このようにわが国の制度では、組合員自らが労務に従事することが要件とされており、組合員は専ら出資のみで労務を全面的に雇用にゆだねるようなタイプの組織は容認されていない。

また、これらのうち企業組合を除けば組合員有資格者は農民（農事組合法人）、漁民（漁業生産

組合員）、①森林又は森林についての権利を現物出資する個人②地区内に居住する林業者・林業従事者（生産森林組合）に限定されているが、企業組合は定款で定めた個人であれば（個人に限られる）事業の種類を問わないので、他の3種の組織のような生産だけでなく流通・サービス・建設等の協業も可能である。そして、企業組合には同業者が事業活動を1ヵ所に集約して協同経営体を形成するタイプ（事業所集中型）と、一定地域のさまざまな業種の零細自営業者が個々の事業所の所有権や営業権をそのまま自らの所有としながらマネージメントを組合に統合するタイプ（総合企業組合）があるが、そのうち前者が労働者協同組合である。

ところで労働者協同組合には、企業組合だけでなく組合・権利能力なき社団・合名会社・株式会社・公益法人・労働組合等々さまざまな形態がある。ルーツ的にも中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）や生活クラブ生協と関連するワーカーズ・コレクティブなどが現に存在しており、国民の価値観の多様化や生活ニーズの高級化を反映して今後も芸術・学術等の専門家集団や教育・福祉など多様な分野の協同組織の出現が予想されよう。これらを統一的に規律し救済する法は今のところわが国には存在しないが、性急に法制化を迫って規制の網をかぶせられるよりは、まずは定款自治の下で「良い仕事」をして信用を高め、着実に業績を上げていくことが求められよう。なぜなら、今や世界的な測量機器メーカーの株式会社ソキアもその前身は労働者生産協同組合「測機舎」であり、1920年設立の民法上の組合だったからだ。

むしろ、国内に大小の労働者協同組合が夥しく組織化されるようになれば、権衡上も国の方から法制化に向けて動かざるを得ないようになろう。